

【人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）】

雇用管理改善促進事業 計画届 ・ 変更届 提出書類一覧表

■ 提出期間：【計画届】

賃金の増額改定日の属する月の初日の6ヶ月前から2ヶ月前の前日まで

■ 提出期間：【変更届】

賃金の増額改定日の属する月の初日の7日前まで

■ 提出先： 千葉労働局 または 管轄のハローワーク

※ 千葉労働局に直接提出する場合は以下の住所までお送りください。

〒260-0013 千葉市中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビル 5F
千葉労働局 職業安定部 職業対策課 分室
TEL:043-441-5678

事業所名：

※ 添付書類は紛失防止のため、A4サイズに統一してください

No.	提出書類	備考	提出枚数(部数)		
			事業主	HW	労働局
1	人材確保等支援助成金(建設キャリアアップシステム等活用促進コース(雇用管理改善促進事業))計画(変更)届(建活様式第1号)	記入もれがないかご確認ください			
2	改定前賃金総額内訳確認票(建活様式第1号別紙1)				
3	改定後賃金算定期間に適用予定している増額改定の概要がわかる資料	算定対象となり得る人数、増額改定の割合等			
4	賃金台帳	改定前賃金算定期間に係る基本給、各種手当、賞与など賃金の支払い状況が確認できるもの			
5	労働保険料の算定基礎として計上している賃金総額の内訳が確認できる書類	基本給、各種手当、賞与などが確認できるもの			
6	その他管轄労働局長が必要と認める書類	審査のために必要に応じて求めることがあります			
受付年月日 年 月 日			書類確認者	HW	局

【注意事項】

- 各様式裏面の注意事項もご確認ください。
- 次の事由により当該計画届の内容を変更しようとするときは計画変更届と変更の内容に係る書類等の提出が必要です。
(提出期間:賃金の増額改定日の属する月の初日の7日前まで)
 - ① 増額改定整備計画期間に変更がある場合
 - ② 増額改定予定月に変更がある場合
 - ③ 賃金算定期間に変更がある場合
 - ④ 増額改定後の最初の賃金支払い予定日に変更がある場合
 - ⑤ 算定対象となる建設技能者に変更がある場合
- 支給要件の確認のため、現地での確認や聞き取り、必要書類の提出を求めることがあります。
- 添付書類の写しについては、原本から転記及び別途作成したものではなく、実際に使用者が事業場ごとに調整し、記入しているもの、または原本を複写機を用いて複写したものを提出してください。